

奈良教育大学大学院修士課程転専攻及び転専修に関する規則

平成18年2月23日
制 定

改正 平成20年3月14日規則第26号

改正 平成27年3月27日規則第28号

改正 平成28年1月28日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第94条の2に基づき、奈良教育大学大学院教育学研究科修士課程の転専攻及び転専修（以下「転籍」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 転籍を志望する者は、所定の期日（前期転籍については2月末日、後期転籍については8月末日）までに次に掲げる書類を教務課へ提出しなければならない。

- 一 転専攻・転専修志願票
- 二 成績証明書

(試験)

第3条 転籍の試験は、学力検査（実技を含む。）及び面接とする。

2 学力検査の科目は、各専修で指定する。

(転籍の時期)

第4条 転籍の時期は、学期の始めとする。

2 転籍を許可された者の受入れ年次は、現年次を継承するものとする。

(既修得単位の認定)

第5条 転籍を許可された者の既修得単位の取扱いについては、「既修得単位に関する取扱要領」を準用し、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が行うものとする。

(定員)

第6条 転籍を認める場合は、各専修ごとに若干名とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、転籍の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年規則第11号）

- 1 この規則は、平成18年2月23日から施行する。
- 2 この規則は、平成16年4月1日以後に入学した者から適用する。

附 則（平成20年規則第26号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。
- 2 平成20年3月31日以前に入学した学生については、入学年度に適用された奈良教育大学大学院転専攻・転専修・転分野に関する規則（平成18年2月23日制定）があるものとみなして適用する。

附 則（平成27年規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第4号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
- 2 平成27年度までに入学した者については、従前の規定を適用する。